

千葉県地域自立支援協議会運営事務局会議
千葉県における障害福祉の課題に関する検討会
(医療的ケア等を必要とする等重度の障害のある
方たちへの支援について) からの提言

平成29年7月

はじめに

平成25年に本市で行った調査では、医療的ケアを必要とする障害者の介護者の約80%が将来に不安を抱えており、そのうち約10%はこのままでは介護を続けることが難しいと回答しています。また、丸1日介護を休めた日について、1年以上前、若しくは介護を始めてから1日も休めていないと回答した方が約半数に上りました。その後、医療的ケアに対応できる事業所が増え、国においても法改正における課題のひとつとして取り上げられる等、状況は着実に変化しているものの、未だ根本的な解決には至っておらず、当事者及び家族が非常に困難な状況にあることは変わりありません。

このような状況を受け、千葉市地域自立支援協議会運営事務局会議において「千葉市における障害福祉の課題に関する検討会(医療的ケア等を必要とする等重度の障害のある方たちへの支援について)」が、従来の運営事務局会議委員に加え、「医療的ケア等を必要とする等重度の障害のある方たちへの支援について」というテーマに深く関わる当事者や関係者も参加したうえで開催されました。この提言は、当該検討会で議論された内容や意見をまとめたものです。

千葉市地域自立支援協議会運営事務局会議として、今後、ここに挙げた課題認識(「1 課題」参照)と対応方針案(「2 対応方針案」参照)に基づき、官民協働で本市の障害福祉施策を推進していくことを提案します。併せて、この提言に基づいた具体的な事業について、今後策定される千葉市障害者計画、千葉市障害福祉計画、及び、千葉市実施計画において、できる限り位置付けていただくようお願いします。(他自治体での取り組み等をもとに具体的事業案を掲載しています(「3 具体的な事業案」参照)ので、今後の検討に際して参考としてください。)

1 課題

(1) 対応できる障害福祉サービス事業所等の不足

ア 医療的ケアに対応できる障害福祉サービス事業所等は、限られており、需要を満たしているとは言えない状況です。特に短期入所は、在宅での生活を続けるためには、必要不可欠なサービスですが、ニーズに対して、大きく不足しています。数ヶ月前から予約をしても確保できないことがあり、緊急時に利用することは著しく困難です。そのため、緊急時に全額自費で訪問看護をお願いし、非常に高額の料金を払わざるを得なかったというケースもあります。

イ また、入浴サービスに対するニーズは非常に大きいものの、現行制度のなかでは対応が困難な状況です。

ウ 親等の主たる介護者の高齢化と親亡き後の生活に備え、住まいを確保する必要がありますが、入所施設の新設は難しく、グループホームも医療的ケア等を必要とする等重度の障害のある方を受け入れる体制が整っているところは限られています。そもそ

も、グループホームの報酬では重度の方を受け入れることは困難です。

エ 通所事業所、学校、短期入所、病院等の送迎については、特別な配慮が必要なことから確保するのが困難な状況で、親等が自ら送迎せざるを得ません。そのため、送迎が確保できないから通所や通学ができないといった本末転倒な事態が発生しています。事業所側に送迎の実施を求めても、現在の障害福祉サービス等の報酬では、特別な配慮を必要とする医療的ケア等を必要とする等重度の障害のある方の送迎を行うことは困難です。

オ 市が運営する桜木園と療育センターについては、人工呼吸器を装着する等濃厚な医療的ケア等を必要とする等重度の障害のある方の受け入れを行なっていませんが、県内のその他の重度障害者施設では、このような障害者の受け入れを行っており、その受け入れ数は限界に近い状況です。

(2) 相談機関の不足

ア 医療的ケア等を必要とする等重度の障害のある方について、専門的な相談を受け付けられる知識経験を持った相談機関が不足しています。

イ 各相談機関が、医療的ケアが必要な障害者の相談に応じようとしても、情報を得る場所も訪問等による専門的な指導・助言や人材育成の支援を行う機関もなく、責任を持って相談を受けることが困難な状況です。

ウ また、指定計画相談支援事業所は、報酬の問題から、大量の計画作成を受けざるを得ない状況であり、そのような状況のなか、通常より時間も手間もかかる医療的ケア等を必要とする等重度の障害のある方の計画策定を受けるのには、二の足を踏まざるを得ません。

(3) 医療と福祉との連携

ア 医療的ケア等を必要とする等重度の障害のある方の支援においては、医療が非常に大きな部分を占めますが、医療と福祉の連携のハードルは未だに高いのが現状です。

(4) 教育機関での対応

ア 特別支援学校以外の普通学級及び特別支援学級に所属する医療的ケア等を必要とする等重度の障害のある児童に対する看護師の巡回サービスは、平成28年度から実施されていますが、巡回サービスという性質上、看護師が対応できない場合もあり、その場合は保護者が対応せざるを得ない状況です。

イ 移動中の万一の事故により看護師が予定の時間に学校に到着できなかった場合や、看護師不在時の急な状態の変化に対しては、救急車の要請か、訪問看護の派遣による代替等の手段が想定されますが、訪問看護の学校への派遣は、医療保険の対象外で、実際に派遣を要請した場合の保護者の経済的負担は非常に大きいです。

ウ インクルーシブ教育システムの構築が求められるなかで、今後も通常学校での医療的ケアへの対応のニーズは増加すると思われます。

(5) 意思決定支援

- ア 自己決定が困難な医療的ケア等を必要とする等重度の障害のある方に対する意思決定支援の枠組みや方法等については必ずしも標準的なプロセスが示されておらず、意思疎通が困難な状況でも、本人の意思を最大限尊重するという原則が守られていないケースがあります。

2 対応方針案

(1) 対応できる障害福祉サービス等の推進

- ア 医療的ケア等を必要とする等重度の障害のある方を受け入れた事業所に対して、なんらかの経済的インセンティブを付与すべきである。特に短期入所については、病院の空床利用等も活用できるように、通常の入院で得られる1日あたりの報酬と遜色ない収入となるよう、経済的支援を行うべきである。

- イ 医療的ケア等を必要とする等重度の障害のある方の入浴には特段の配慮や設備が必要であり、家庭では困難で、入浴サービスへのニーズは非常に高いが、入浴ができるサービスは限られている。医療的ケアが必要な障害者が気軽に入浴ができるよう新たなサービスの形を検討すべきである。

- ウ グループホームについて、重度の方にも対応できるように、医療的ケア等を必要とする等重度の障害のある方を受け入れた場合について、なんらかの経済的支援を行うべきである。

また、入所施設の新設または既存施設の拡大の可能性も検討すべきである。

- エ 医療的ケア等を必要とする等重度の障害のある方の送迎等について、他の障害種別とあわせ総合的に検討し、対策を実施すべきである。

- オ 市が運営する桜木園・療育センターにおいても人工呼吸器装着者等の濃厚な医療的ケア等を必要とする等重度の障害のある方の受け入れを行うべきである。

併せて市立病院での空床利用による医療型短期入所の実施についても検討すべきである。

(2) 相談機関の充実

- ア 指定計画相談支援事業所が医療的ケア等を必要とする等重度の障害のある方の支援に取り組めるよう、情報提供や研修を行うべきである。併せて、相談支援専門員が余裕をもって計画策定や連携のコーディネーターにあたるよう、事業所に対し経済的支援を行うべきである。

- イ 医療的ケア等を必要とする等重度の障害のある方の支援を行う相談支援専門員や障害福祉サービス事業所等に対してスーパーバイズを行える拠点を設けるべきである。

なお、最終的には全ての事業所が医療的ケアにも関わられるように努めるべきである。

(3) 医療と福祉の連携の推進

ア 相談支援専門員が医療との連携をコーディネートできるよう、研修等の支援を行うべきである。

イ 顔の見える関係づくりのため、他職種連携会議等を積極的に開催すべきである。

(4) 教育機関での対応

ア 普通学校に所属する医療的ケア等を必要とする等重度の障害のある児童に対する看護師巡回サービスについて、できる限り保護者による対応の必要がないように、体制を整備し拡充すべきである。

イ 上記アで対応できない部分を補完するため、医療保険の対象とならない訪問看護の学校への派遣について、経済的支援を行うべきである。

ウ 場所等による制限がなく、「生活」全般において、連続的にマンツーマンで医療的ケアの提供がヘルパー等により受けられる施策等についても検討すべきである。

(5) 意思決定支援の推進

ア 意思決定支援について、研修等により取り組みを推進すべきである。なお、意思決定支援においては、それが本人の意向なのか、保護者をはじめとする支援者の意向なのか、相談支援員等の第三者は常に問い直していく必要がある。

3 具体的な事業案

別紙参照

委員名簿

区分	所属	氏名
相談支援事業者	(医)学会 まるめろ 相談支援専門員	ホリック エミ 堀池 恵美
	(福)栗の木 支援センターはなみがわ 施設長	マツヤマ コウサク 松山 幸作
	(福)斉信会 畑町がーでー 支援課長	ヤマダ タカシ 山田 隆志
	(福)千葉市手をつなぐ育成会 地域生活支援センターふるる 副センター長	ソメヤ エイキ 染谷 英樹
	(福)宝寿会 若葉泉の里 センター長	オガワ コウコ 小川 祐子
	(福)あしたば 地域活動支援センターやさし〜ど センター長	カンノ ナオコ 菅野 直子
	(福)春陽会 ディアルファ 真砂 所長	イシノ マコト 石野 誠
障害福祉サービス事業所	(有)トータル介護サービス 千葉営業所 所長	ツチヤ マサユキ 土屋 昌之

行政関係者	保健福祉センター	稲毛区	障害支援班主査	マツザワ 松澤	タケシ 剛
	保健福祉センター	若葉区	障害支援班主査	タグチ 田口	トシユキ 俊之
	保健福祉センター	緑区	障害支援班主査	スズキ 鈴木	ヒロユキ 啓之
	保健福祉センター	美浜区	障害支援班主査	カミサカ 上坂	ハヤト 速人
	障害者自立支援課	企画班	主査	ヤノ 矢野	ヒロタカ 博隆
	障害者自立支援課	給付班	主査	イシイ 石井	カズタカ 和孝
	障害福祉サービス課	指導班	主査	ホリコシ 堀越	タカシ 隆
	障害福祉サービス課	施設支援班	主査	ヨコモト 横本	カズナリ 和也
				ムラマツ 村松	ケン 謙
	障害福祉サービス課	地域支援班	主査	ヒガシマエ 東前	ヨシハル 嘉治
精神保健福祉課	精神保健福祉班	主査	サクライ 櫻井	マコト 誠	
			イシハラ 石原	ユキ 由紀	
追加委員 (医療的ケア等について)	千葉県重症心身障害児(者)を守る会		会長	ヨド ナフ 淀縄	キヨミ 喜代美
	千葉県肢体不自由児者父母の会			ササキ 佐々木	あづさ
	そがこどもクリニック		院長	タナベ 田邊	ユウゾウ 雄三
	千葉県千葉リハビリテーションセンター		療育支援部長	カザヤマ 景山	トモコ 朋子
	看護協会ちば訪問看護ステーション		所長	ゴン ダイラ 権平	コ くみ子
	Hanaヘルパーステーションおゆみ野		所長	フナキ 船木	ハルミ 治美
	りべるたす		副管理者	イケダ 池田	トシコ 敏子
	養護教育センター		指導主事	シライ 白井	タカシ 貴
	幼保運営課	指導班	主査	ワタナベ 渡邊	かおり
				オクダ 奥田	マサキ 征規
	幼保運営課	指導班	主任看護師	ヤマサキ 山崎	ナオミ 直美
	幼保支援課	幼児教育振興班	主査	ウエダ 上田	マサヒロ 昌弘
				ウノ 宇野	タカヒロ 貴博

検討過程

平成28年12月21日 第1回検討会

平成29年5月31日 第2回検討会